

## 準備書面(38)

2014年 9月16日

松山地方裁判所 御中

### 育鵬社版公民教科書は違憲・違法があり、 同教科書の採択も違法である。

#### 目次

#### はじめに

一 本件育鵬社版公民教科書は、日本国憲法及びそれに基づく戦後民主主義教育原理に反する

I 本件公民教科書は「国家主義的」である

- ① 憲法の基本原理である立憲主義について書いていない。
- ② 日本国憲法より、大日本帝国憲法を高く評価している。
- ③ 「国民主権」の意味を、国家主義的に説明している。

II 本件公民教科書は、「基本的人権を尊重する内容」になってはいない。

III 本件公民教科書は「民主主義を尊重する内容」になってはいない

IV 本件公民教科書は「平和主義を尊重する内容」になってはいない

二 本件教科書は子どもの権利条約に違反する

- ① 子どもの権利条約 第29条1aに違反する。
- ② 子どもの権利条約 第29条1bに違反する。
- ③ 本件教科書は、子どもの権利条約 第29条1dに違反する。

三 本件教科書は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に違反する。

四 本件教科書は、「北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決」に違反する。

I 本件教科書は、「誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の

教育」である。

Ⅱ 本件教科書は、「党派的な政治的観念や利害によって支配さ」れており、「教育に対する」「国家的介入」にあたる。

五 違憲・違法な本件教科書を、「適正・公正な審議」を行わず「採択」したことは、違法である。

## 六 結語

### <求釈明>

### はじめに

本件育鵬社版公民教科書は、日本国憲法及びそれに基づく戦後民主主義教育原理に反し、かつ、子どもの権利条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約に違反し、また、北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決(1976年5月21日)に違反する。

### 一 本件育鵬社版公民教科書は、日本国憲法及びそれに基づく戦後民主主義教育原理に反する

日本国は、ポツダム宣言を無条件で受諾し、大日本帝国憲法体制は終焉し、日本国憲法体制による戦後日本が始まる。この際、大日本帝国憲法下の「戦前日本」への批判・反省に基づき、「戦前教育」(天皇制教学体制)の批判的検討を行い、その除去を敢行するために、戦後教育方針とし、軍国主義・国家主義を排除し、民主主義・平和教育を目指した。詳細は準備書面(9)を参照されたい、

つまり、教育において、**最も禁止されるのが、国家主義・軍国主義であり、最大限尊重されなくてはならない原理・理念が、個人の尊重(基本的人権の尊重)・民主主義・平和主義**である。

これらの理念は、今治市が育鵬社版教科書採択の理由としてあげる「学習指導要領」にも、以下のように、反映されている。

### 〔公民的分野〕

#### 1 目標

(1) **個人の尊厳と人権の尊重の意義**, 特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ, **民主主義に関する理解を深めるとともに**, 国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。

(2) **民主政治の意義**, 国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて, 個人と社会とのかかわりを中心に理解を深めるとともに, 社会の諸問題に着目させ, 自ら考えようとする態度を育てる。

(3) 国際的な相互依存関係の深まりの中で, **世界平和の実現と人類の福祉の増大のために**, 各国が相互に主権を尊重し, 各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに, 自国を愛し, その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。

(4) 現代の社会的事象に対する関心を高め, 様々な資料を適切に収集, 選択して多面的・多角的に考察し, 事実を正確にとらえ, 公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

つまり、本件教科書が「適切」であるかどうかは、**国家主義的な内容になっていないかどうか、基本的人権・民主主義・平和主義を検証すれば、判断できる**ということになる。

よって、以下、上記について検証していく。

## **I 本件公民教科書は「国家主義的」である**

以下、本件教科書が国家主義であることを示す記述を列举する。

### **① 憲法の基本原理である立憲主義について書いていない。**

以下のように、本件育鵬社版教科書は、日本国憲法の基本原理である立憲主義を書いていない。

**憲法とは、国の理想や基本的なしくみ、政府と国民との関係などを定めたものです。(中略) 憲法は、国民どうしの権利侵害に対して、民法・刑法その他の法律の解釈を通じて間接的に規律をあたえています。(本件教科書40頁 証拠甲59号証)**

しかし、**東京書籍**では、見開きの見出しに「**日本国憲法の基本原理**」と大きく書き、「**憲法と立憲主義**」の項を設け、下記のように説明している。

**憲法は、政府の権力を制限して国民の人権を保障するという立憲主義の思想にもとづいて、政治権力の濫用を防いで、国民の自由や権利を守ります。(中略) 憲法**

は、国の基礎となる法であるとともに、最高法規であって、憲法に反する法律や命令は効力を持ちません。(東京書籍36頁 証拠甲60号証)

上記のように、東京書籍では、法も憲法も、国家権力から国民の自由や権利を守るためにこそあり、そのために、国家(権力)こそが、この法や憲法を守らなければならないという法治主義・立憲主義の考え方がよくわかるようになっている。

しかし、育鵬社版教科書では、「法や憲法とは、国家権力から国民の自由や権利を守るために、まずは、国家権力にこそ守らせるもの」という、民主主義思想に基づく本来の法治主義・立憲主義の意味や歴史的由来について、全く述べられていない。

つまり、法なるものをめぐっての国家と国民の関係、そこでの、「国民の主権性・優位性」について、全く述べていないのである。

ただ、個人個人が集まったときに、その集団で必要となるような、いわゆる「ルール」と「法」を全く同じものとして、その「ルール(法)」の意味・意義について述べているだけである。

つまり、法は国民のためではなく、国家のためのものであり、法の主体は国家であって、国民ではないのである。

国家主義とは、国家に最高の価値を置き、個々人は国家に従属すべきものという考え方であるから、「法」についての本件教科書の記述・説明は、明らかに国家主義的なものである。

## ② 日本国憲法より、大日本帝国憲法を高く評価している。

育鵬社版公民教科書は、見開きの見出しを「2 大日本国憲法と日本国憲法」とし、左上には「大日本国憲法発布」の絵、その隣に、「五箇条のご誓文」、右頁には「大日本帝国憲法の理念」で囲み、日本国憲法よりも大日本帝国憲法について詳しく説明している。

本文でも、「大日本国憲法の制定」について紙面の半分を割き、「近代憲法として内外ともに高く評価された」と持ち上げ、「日本国憲法の制定」の項では、GHQによって作成され「日本政府に受け入れるよう厳しく迫」ったと、押しつけられたことを強調する。そして、最も重要な「日本国憲法の基本原則」については、見開き右下の隅に小さく書かれているのみである。(育鵬社版40～41頁 証拠甲59号証)

しかし、東京書籍では、見開きを「3 日本国憲法の基本原理」とし、左頁上段に「日本国憲法の構成」をわかりやすく図で示し、左に憲法が政治権力を制限することを図

でわかりやすく説明している。

そして、「日本国憲法の制定」の項で、「日本は軍国主義を捨て」「戦前の天皇主権を否定し」「戦前の軍国主義の反省にもとづいて、戦争を放棄し」など、天皇主権や軍国主義を定めた大日本帝国憲法を批判している。(東京書籍36～37頁 証拠甲60号証)

つまり、育鵬社版教科書は、大日本帝国憲法を高く評価することで、子どもたちを戦前日本の国家主義・軍国主義への回帰を誘導している。

### ③ 「国民主権」の意味を、国家主義的に説明している。

本件育鵬社版教科書は、日本国憲法が、「主権が国民に存すること」を宣言していることについて、

**日本国憲法は前文で「主権が国民に存すること」を宣言しています。**

と説明しながら、続けて、

**主権とはその国のあり方を最終的に決定する権威のことであり、その中には憲法を改正したり、制定することなどの大きな権限も含まれています。(育鵬社版42頁 証拠甲61号証)**

とあります。そして、注釈に「主権とは、具体的にはどのような権力でしょう」と書き、前述の日本国憲法よりも大日本帝国憲法を大きく評価している記述と合わせ読むと、現日本国憲法を改正するよう子どもたちを誘導する内容となっている。

また、注釈①で「この場合の国民とは、私たち一人ひとりのことではなく、国民全体をさすものとされています。」とし、本文で「間接民主主義ともいわれるこの制度は、現代社会のように多数の複雑な意見対立を調整し、効率や公正を検討しながら合意に導くには、最も現実的な方法といえます」と書くのみで、国民一人ひとりが主権者であるという「国民主権」の原理をきちんと伝えていない。

しかし、東京書籍では、以下のように説明している。

**国民主権とは、国の政治の決定権は国民が持つという原理です。国民主権のもとでは、国民一人ひとりの意見を尊重し、話し合いによって、全体の意思を民主的に決定**

します。(東京書籍37頁 証拠甲60号証)

また、同頁注には、「国民主権とはどのような原理か、大日本帝国憲法と比較して説明しましょう」と、天皇主権から私たち一人ひとりが主権者である、という国民主権の原理がよくわかるようになっている。

また、育鵬社版公民教科書の違法さは、見開き2頁(育鵬社版42・43頁 証拠甲61号証)を見ることで一目瞭然である。まず、見出しが「3 国民主権と天皇」と、なぜか「天皇」という文言が加えられ、最も大事な「国民主権」の意義が薄められている。本文では、「国民主権」の説明よりも「天皇」の説明に頁を割かれ、天皇の写真をふんだんに使い、「日本の歴史・文化と天皇」というコラムまで設け、「天皇」の宣伝に取って代わられている。

つまり、本件教科書は日本は天皇をいただく国家だという認識を子どもたちに植えつけ、戦前の国家主義への回帰を促している。

## II 本件公民教科書は、「基本的人権を尊重する内容」になってはいない。

東京書籍は、人権について、書きのように明言する。

**人権とは、人が生まれながらにして持っている人間としての権利のことです。(東京書籍34頁 証拠甲62号証)**

しかし、本件教科書では、

**人が人らしく生きていくためには、例えば奴隷のように鎖でつながれ、暴力を振るわれることがあってはなりませんし、自分の考えや想いを自由に語れなくてはなりません。また、生まれた場所や財産などによってちがうあつかいを受けたり、職業や性別、年齢によって不合理な差別を受けたりすることも、絶対に許されることではありません。(育鵬社版44頁 証拠甲63号証)**

と記述があるものの、「生まれながらにして持っている人間の権利」であるという原理には言及せず、「**基本的人権の保証と充実は、現代社会で政治の最も重要な目的のひとつ**」というレベルに貶められている。

また、東京書籍は、「人権と共生社会」という新たに単元を設け、「1、基本的人権と個人の尊重」について見開き2頁全体を使って詳しく説明している。そこでは、

人権の保障は、第一に国家に向けられています。(中略)国家は、個人の自由を侵害してはならず、また、人々の生活の安定と福祉の向上を図り、差別をなくすなどの人権保障を押し進めていかなければなりません。(東京書籍40頁 証抛甲64号証)

しかし、人権がいかに大切かは、例えば、政府を批判する人々がとらえられたり、デモが禁止されたり、本や手紙が検閲を受けたり、電話が盗聴されたるすることを考えてみればよくわかります。(東京書籍41頁 証抛甲64号証)

とあるように、国家(権力)に対する、個人への人権侵害について注意を促しています。

つまり、国家が個人の権利を侵害してきた歴史の中で生まれた立憲主義の原理に基づき、人権保障が考えられていることが、よくわかるようになっています。

しかし、本件教科書では、「5 基本的人権の尊重」という見開き2頁の中に、「基本的人権の保障」に言及されているのは11行のみであり、「公共の福祉による制限」という項を設け、

**憲法は、国民にさまざまな権利や自由を保障していますが、これは私たちに好き勝手なことを許したものではありません。**

**憲法は、権利の主張、自由の追求が他人の迷惑や、過剰な私利私欲の追求に陥らないように、また社会の秩序を混乱させたり社会全体の利益を損なわないように戒めています。(本件教科書46頁 証抛甲65号証)**

としたり、**「公共の福祉による制限」例の表を設けて、「公務員によるストライキの禁止」や「デモに対する規制」など、明らかに「憲法違反の人権制限」であるものを含めて、それら「制限例」を、合憲かつ当然であるかのように、何らの注釈もないまま列挙している。**

一方、東京書籍版では、単元を変え、「5 人権保障を確かなものに」という中で、「人権と『公共の福祉』」という項を設け

**人権が保障されているからといって、わたしたちは何でも好き勝手なことをしてよいというわけではありません。言論の自由といっても、他人の名誉やプライバシーを侵害することは許されません。このように、私たちの社会生活では、人権には他人の人権を侵害してはならないという限界があります。また、社会での共同生活のために制約を受けることがあります。このような人権の限界のことを日本国憲法は「公共の福祉」と呼んでいます。(東京書籍 53頁 証抛甲66号証)**

と説明し、続けて、

しかし、何が「公共の福祉」にあたるのかを政府が一方的に判断して、人々の自由な人権の行使を制限することがあってはなりません。人権が、「公共の福祉」によって制限されるといっても、その人権の制限が具体的にどのような公共の利益のためなのか、考えていく必要があります。(東京書籍 53頁 証拠甲66号証)

と、ここでも、国家権力による「公共の福祉」に名を借りた恣意的な「人権の制限」に対して注意を促しています。

以上、本件教科書は、「基本的人権を尊重」しているどころか、明らかに軽視しており、ときに、「基本的人権」を否定し、「基本的人権尊重の姿勢」と対立する内容までもが含まれているのである。

### Ⅲ 本件公民教科書は「民主主義を尊重する内容」になってはいない

民主主義とは、その字のとおり、人民が主権者であり、主人公であり、主体となる政治制度である。それは、「人民の、人民による、人民のための政治」という、リンカーンによる有名な言葉に、的確に表現されている。

ところで、「I」の「国家主義」とは、人民ではなく国家に最大の価値を置き、人民を、その従属物としてみる思想であるから、「I」で立証したように、本件公民教科書が「国家主義」的であるということは、そのまま、民主主義的ではない、ということを表わしている。

また、民主主義とは、一人一人の個人に最大の価値を置き、尊重する思想・政治制度であるから、「II」で立証したように、本件教科書が、その個々人の「基本的人権」を尊重する内容になっていないということは、そのまま、この教科書が「民主主義を尊重する内容」にはなっていないことを示している。

さらに、民主主義の核心理念である「国民主権」の本当の意味について説明しておらず、民主主義制度を保障する核心的基盤としての法治主義・立憲主義についても、そのようなものとしては記述していないことも、既に見た。

したがって、本件教科書が「民主主義を尊重する内容」になっていないことについての立証は、「I」と「II」で、既に済ませているといえるが、一つだけ、具体的事例を挙げておくこととする。

#### ①「直接民主主義」記述に見る「反・民主主義」

直接民主主義は、通常、「民主主義の学校」といわれ、民主主義の理想形態とされている。

そして、本来ならば、民主主義としては、この直接民主主義が理想だが、ひとつの社会・国家の構成員が多いので、やむなく間接民主主義を採用しているといった形で、直接民主主義と間接民主主義の関係を説明するのが、多くの本や教科書の常である。

実際、東京書籍版では、「多数決と少数意見」の右写真において、「6 直接民主制を採用しているスイス」（東京書籍 67頁 証拠甲 6 7号証）を紹介している。

一方、本件育鵬社版には、「民主政治とは」という章の「直接民主主義と間接民主主義」という項目において、「直接民主主義の問題点」という以下のような批判的記述を行なっている。

**市町村合併や原子力発電所の建設、産業廃棄物処理施設の設置、在日米軍基地の存廃などについて、その地域の住民の考えを聞く住民投票を行う自治体がみられません。これも直接民主主義のひとつといえます。**

**しかし、その中には、特定地域の住民の意思だけで決定するのにふさわしくない、国家全体の利益にかかわるものもあります。（本件教科書 73P 証拠甲 6 8号証）**

ここで述べているのは、直接民主主義の一つである住民投票で示された「住民の意思」は、「国家全体の利益」に反するときがある、だから、「直接民主主義」には「問題点」がある、というものである。

つまり、「住民の意思」よりも「国家全体の利益」の方が、より優先されるべきであるということを、言外に主張しているものである。

このような考え方・主張が、「民主主義を尊重している」、あるいは、理解しているといえるだろうか。

しかも、原子力発電所にしても、在日米軍基地にしても、それが存在する地域の住民は、それらによって、生存権・自由権・環境権をはじめとする、さまざまな基本的人権が重大かつ深刻な形で侵害され続ける、そのような性格の「施設」である。

このように、住民一人一人の基本的人権を徹底的に侵害し、奪い取る性格のもの建設・存在の存否を、その住民自身が問うことに「問題」があると記述しているような教科書が、「民主主義を尊重する内容」などではないことは、あまりにも明らかである。

#### **IV 本件公民教科書は「平和主義を尊重する内容」になってはいない**

① 東京書籍版も育鵬社版も、憲法の中の平和主義の説明に入る前に、その平和主義を取り入れた歴史的経緯を記している。

東京書籍版は以下のように記している。

**日本は、第二次世界大戦で他の国々に重大な損害をあたえ、自らも大きな被害を受けました。そこで、日本国憲法は、戦争を放棄して世界の恒久平和のために努力するという平和主義を基本原理としました。憲法第9条は、戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を認めないと定めています。(東京書籍版38P 証拠甲69号証)**

一方、育鵬社版は以下のように記している。

**連合国軍は日本に非武装化を強く求め、その趣旨を日本国憲法にも反映させることを要求しました。(本件教科書48頁 証拠甲70号証)**

前者は、日本が起した戦争への反省から、明確に、憲法の「平和主義」を位置づけ、その積極的意味と意義を語っているが、後者は、ただ、アメリカに「強く求め」られたからという理由のみの中に、消極的に、憲法の「平和主義」を位置づけているだけで、憲法に平和主義があることの深い意味や意義などについては全く語っていない。

そもそも、育鵬社版における「平和主義」の項目の中の、最初の小項目のタイトルは「自衛隊の誕生」なのである。一方、東京書籍版の「日本の平和主義」の項目の中の最初の小項目は「平和主義と憲法第9条」である。

また、この項目の本文欄外で使われている写真は、東京書籍版が「広島の平和記念式典」「沖縄と基地」「東日本大震災の被災者を救助する自衛隊」であるのに対して、育鵬社版は「東日本大震災で被災者を救助する自衛隊員」「警察予備隊設置」である。むろん、憲法9条があるにもかかわらず実態はこのようになってしまっているという批判的視点で、これらの写真を掲載しているわけではない。それは、上記のように、この「平和主義」の項目の最初の小項目のタイトルが「自衛隊の誕生」となっていることから、また、本文中に、以下のような説明が記述されていることから明らかであろう。

**日本政府も、日本国憲法前文に「平和を愛する諸国民の公正と正義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」と記した国際政治の理想と、現実の国際政治とが異なっていることから、防衛態勢の整備の強化など、現実的な対応をしてきました。(本件教科書49P 証拠甲70号証)**

上記記述では、「I」で明らかにした、「政府の権力を制限して国民の人権を保障する」という立憲主義の思想にもとづいて、政治権力の濫用を防いで、国民の自由や権利を守る最高法規である憲法前文を、「**国際政治の理想**」にまで貶め、「防衛態勢の強化」を正当化している。

また、左頁注で「集団的自衛権」について説明し、右頁注で、「憲法は自衛の場合も含め、いっさいの武力・武器の使用を禁じているのであり、自衛隊は憲法違反である」と書きながら、「一方、自衛隊がより国際的な責任を果たせるよう、現在は、『権利を行使できない』とされる集団的自衛権を『行使することができる』と解釈を変えるべきだ」という主張もあると書き、右上段で大きく、「各国の憲法に記載された平和主義条項と国防の義務」で兵役義務がある国々を紹介し、本文では、「政府は、ここでふれられている戦争とは『他国に侵攻する攻撃』をさすのであり、『自国を守るための最低限度の戦闘』までも禁じているものではなく、自衛のための必要限度の防衛力を持つことまでは憲法は禁止していないと解釈し、自衛隊を憲法第9条に違反しないものと考えます」と、政府見解を掲載し、全体を通して、「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」としている「憲法の規定」を、自衛隊を認める規定に変えること、さらに「集団的自衛権の行使」までもも行なえるように変えていくことは、いま必要なことなのだというメッセージを送っている。

② 本件育鵬社版教科書が、いかに「平和主義を尊重する内容」でないかは、「現代の国際社会」がテーマの第5章の内容にも如実に示されている。

たとえば、東京書籍版の「世界の平和のために」の項目では、そのタイトルのすぐ横に「地球上のすべての人が平和な生活を送れようになるためにはどうすればよいでしょうか。」という問いを掲げた上で、「二つの平和」、「戦争のない世界」「積極的平和のために」という小項目を設け、以下のような主張を展開している。

平和とはいったい何なのでしょう。一般に、平和は、「戦争のない状態」といわれています。これを「消極的平和」といっています。しかし、戦争で殺されるのも、飢餓で死んでいくのも、命を奪われるという点では同じではないのかという疑問が出されるようになりました。つまり、世界の中の格差や貧困で苦しむ人々は、「平和ではない状態」にあるのではないのかというのです。このような状況が改善・解消された状態を「積極的平和」と呼んでいます。

(中略)

どうすれば第二次世界大戦のような大戦争や、世界各地で起きている地域紛争を防ぐことができるのでしょうか。さまざまな対策が考えられてますが、なかでも特に重要なのが軍縮です。

(中略)

地域紛争やテロリズムの背後には、貧困があります。貧困、そして先進工業国と発展途上国の格差などを解消するために、貧しい国々に住む人々の生活をよくすることが急務です。

(中略)

日本は唯一の被爆国であり、核をなくすための運動を展開してきました。さらに、よりよい平和を築くために、貧しい国々の人々日に対してきめ細かい援助活動を積極的に行う必要があります。(東京書籍 158・159頁 証拠甲71号証)

そして、本文欄外では、「地雷の犠牲者」「NGOによる地雷除去」などの写真を掲載し、「紛争が終わっても被害が続いてい」ることへの問題提起がなされ、「核・軍縮問題年表」についての詳しい年表や、「世界の軍事支出」「おもな先進工業国の政府開発援助額と国民総所得にしめる割合」などを掲載し、「平和な社会について考えよう」というコラムの中で、「世界の平和のために、わたしたちには何ができるのでしょうか。『平和な社会』について考えてみましょう」や、単元の最後には、「『二つの平和』が実現していない国や地域の人々(戦争や貧困で苦しんでいる人々)の求めている援助はどのようなものか、考えてみましょう。」と、徹底して、子どもたち自身が「平和な社会」を創る主体として、「平和な社会」を実現するために何ができるかを考えさせる内容になっている。

一方、育鵬社版の、上記の項目にあたる「世界平和の実現にむけて」の記述では、そのタイトルの下に「日本の置かれている国際社会は、冷戦後、どのような課題をかかえているでしょう。」という問いを掲げ、それらについて記述しているだけで、東京書籍版のような「平和への問い」や「平和実現への意志」も、「憲法の平和主義」も、「平和・軍縮関連資料」も、いっさい出てこないのである。

そして、育鵬社版は、「6 世界平和の実現にむけて」に続けて、「7 日本の安全と防衛」「8 国政社会での日本の役割」という項目を設けているが、内容は、最近の緊迫したアジア情勢を詳細にとりあげ、しかも、日本政府の視点でのみ書かれ、「有事への備え」「日本の防衛の課題」という小さな項目からもわかるように、日本の平和は武力で守り、「国際貢献」とは「自衛隊の国際派遣」だいうメッセージを送っている。(本件教科書170・171頁 証拠甲72号証)

(このことは、冒頭でも紹介した、以下の「学習指導要領」にも反しているものである。「現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。」)

ここには、国家間対立を、一人の市民・民衆として、国家の壁を越えて、平和的に解決していこうという姿勢、生徒たちに、そのような平和的・市民的視点を持ってもらおうという姿勢は微塵もない。

「I」でみた「国家主義」は、対内的には、一人一人の市民・国民を国家の下に従属させようとし、対外的には、他国に対し対立的・排外的・優越的な姿勢を持つものであるが、まさに、この本件教科書は、この「国際社会」について学習する章においても、この「国家主義」が貫かれている結果、その記述が、「平和主義の尊重」とは、まったく対極の内容になっているのである。

以上、本件教科書が「平和主義を尊重する内容」になってはいないことは明白である。

## 二 本件教科書は子どもの権利条約に違反する

### ① 子どもの権利条約 第29条1aに違反する。

子どもの権利条約 第29条1aでは、「児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。」とある。

子どもたちの公民教育において、「**最も禁止されるのが、国家主義・軍国主義であり、最大限尊重されなくてはならない原理・理念が、個人の尊重(基本的人権の尊重)・民主主義・平和主義**」である。しかし、「一」で明らかにしたように、本件教科書は国家主義的であり、そして、これから将来を責任ある一人の人間として生きる基礎となる「基本的人権を尊重」せず、「平和主義を尊重」する内容になっていないために、世界の人々とともに平和を作り出す一人の人間として成長することを奪うものである。よって、子どもの権利条約第29条1aに違反していることは明白である。

### ② 子どもの権利条約 第29条1bに違反する。

子どもの権利条約 第29条1bでは、「人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。」とあり、国際的な視野を持つ人間に成長するためには、国際連合憲章の尊重を育成、つまり、教育する必要がある。

国際連合憲章 前文には、「われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から**将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値**と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、(中略)このために、**寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないこと**」とある。

つまり、国際平和を実現するために、国際社会に生きる人が確認しておかなければならないのが、「基本的人権」であるということであり、自分自身と隣人の「基本的人権」を「確認」したうえで、「互に平和に生活」するため、「国際の平和及び安全を維持するために」は、「武力を用いないこと」を、世界の人々と共有しなくてはならない、ということである。

しかし、「一 II」で明らかにしたように、本件教科書は、国際社会の一員として最も家訓しておかなくてはならない「基本的人権を尊重」する内容になっていないのは、致命的である。また、「一 IV」で明らかにしたように、東京書籍は、「徹底して、子どもたち自身が『平和な社会』を創る主体として、『平和な社会』を実現するために何ができるかを考えさせる内容になっている」のに対し、本件教科書は、「国家間対立を、一人の市民・民衆として、国家の壁を越えて、平和的に解決していこうという姿勢、生徒たちに、そのような平和的・市民的視点を持ってもらおうという姿勢は微塵もな」い。

つまり、本件教科書は、子どもの権利条約 第29条1bに違反する。

### ③ 本件教科書は、子どもの権利条約 第29条1dに違反する。

子どもの権利条約第29条1dは、「すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。」となっている。

上記②と同様、本件教科書は、「自由な社会における責任ある生活」の基礎となる「基本的人権の尊重」を学ばず、自分の、そして他者の「基本的人権」を尊重すること

ができず、「責任ある生活」を準備することができないだろう。そして、「民主主義」「平和主義」の何たるかを学ぶことができず、ましてや尊重することもできず、他者との間の「理解、平和、慣用、両性の平等及び友好の精神」に従うことはできないだろう。よって、子どもの権利条約第29条1dに違反する。

### 三 本件教科書は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に違反する。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」前文を以下に引用する。

「この規約の締約国は、国際連合憲章において宣言された原則によれば、**人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め**、世界人権宣言によれば、自由な人間は市民的及び政治的自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受するものであるとの理想は、すべてのものが経済的、社会的及び文化的権利とともに市民的及び政治的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになることを認め、人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、次のとおり、協定する。」

つまり、「世界における自由、正義及び平和の基礎をなす」ために欠かすことができないのは、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めること」、つまり、「基本的人権の尊重」であり、「これらの権利が人間固有の尊厳に由来することを認め」ることである。

しかし、本件教科書は、「一Ⅱ」で明らかにしたように、「基本的人権を尊重」する内容になってないばかりか、「公共の福祉による制限」例の表を設けて、「公務員によるストライキの禁止」や「デモに対する規制」など、明らかに「憲法違反の人権制限」であるものを含めて、それら「制限例」を、合憲かつ当然であるかのように、何らの注釈もないまま列挙している。

以上のように、本件教科書で学ぶ子どもたちは、「世界における自由、正義及び平和の基礎をなす」ために欠かすことができない、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めること」、つまり、「基本的人権の尊重」を学ぶことができず、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に違反することは明らかである。

四 本件教科書は、「北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決」に違反する。

I 本件教科書は、「誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育」である。

以下に、判決を引用する。

「殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、**誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは憲法二十六条、十三条の規定上からも許されないと解することができる**」

つまり、「一」で明らかにしたように、本件教科書は、「国家主義的」であり、「基本的人権」や「民主主義」及び「平和主義」を尊重した内容になっておらず、「誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育」にあたり、明らかに、「北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決」に違反する。

II 本件教科書は、「党派的な政治的観念や利害によって支配さ」れており、「教育に対する」「国家的介入」にあたる。

以下に、判決を引用する。

「もとより、政党政治の下で多数決原理によってされる国政上の意思決定はさまざまな政治的要因によって左右されるものであるから、本来人間の内面的価値に関する文化的な営みとして、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育にそのような政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する右のごとき国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される」

上記は、言い換えれば、「政治的要因によって左右される」「国政上の意思決定」を操作するために、「教育」に「政治的影響が深く入り込む危険がある」ことを指摘しているのである。

準備書面(20)で、「本件教科書と日本教育再生機構及び日本会議の共同事業者性など」において、「新しい歴史教科書をつくる会」は扶桑社版教科書の共同事業者である。その『つくる会』は、独占禁止法対策として採択運動の別働隊(改善協)を結成

した。その採択運動の実体的中核は、日本会議(愛媛県本部)である。相手方小田委員長(当時)は、日本会議の会員である。被告今治市長菅良二は、全国でもまれな日本会議の地方議員連盟の正会員の市長である。」ことを明らかにした。詳細は、準備書面に譲るが、教科書改善の会が主催した「教科書改善シンポジウム大阪 『日本をもっと好きになる教科書』」において、日本会議の会員である高市早苗議員の発言は、彼らの意図を明確に表しているので、以下に一部を引用する。

「将来の世論がどうなるか、教科書が決定する

日本でも外国でも、**国政の動向を決めるのは世論である**のが現状だ。今の中学生もすぐに成長して有権者になるが、**教科書は日本国民としての生涯の考え方に影響を与える**ものだ。これまでは政治家として特定の教科書名を挙げて発言することはなるべく避けてきたが、昨今は健全な世論形成の必要性を痛感していたことから、登壇した。

今回の検定済み**教科書を読んで最も危機感を抱いたのは、外国人参政権問題**だ。昨年春から数カ月間、私は週末ごとに街頭に立って「外国人参政権付与反対」の署名を集め、衆議院への請願提出を続けた。一昨年の衆議院選挙で、民主党は外国人への参政権付与を公約とし、在日韓国人団体は民主党候補者の選挙運動を手伝っていた。民主党が政権についたことから、私は危機感を強めたのだ。

昨年一月の名護市長選挙では**普天間基地移設問題が最大の争点となり、基地受け入れ反対派の候補者が当選したことで、日本の国防政策への影響は甚大なものとなった**。たとえ地方参政権であっても、外国人に付与することの危険性は明白だ。

ところが、東京書籍(公民)は「在日韓国・朝鮮人の差別撤廃をめざして」という見出しをつけて、「日本国籍を持たないため、選挙権や公務員になることなども制限されています。日本で生まれ生活していることやその歴史的事情を配慮して、人権保障を推進していくことが求められています」と書いている。帝国書院では「日本国籍がないため、日本に永住し、納税の義務をはたしても参政権はありません」、教育出版では「違憲ではないかとする訴訟がしばしば起こっています」と書かれている。

日本国憲法第15条が参政権を「国民固有の権利」と規定していることや、外国人への制限を合憲とした最高裁判決について、子供たちが真実を学べない内容は問題である。

一方で、育鵬社は正確に詳しく書いている。**どの教科書を読むかによって180度考え方が違ってくる。このままでは、「外国人参政権に反対する人は、差別主義者だ」と言われる時代がくるかもしれない。**(証拠甲73号証)

つまり、自身、いや、自身が所属する政党の「政治的観念や利害」である「外国人参政権」について「反対の世論」を形成するために、「教科書」を利用する、と言っている。ちなみに、彼らが反対する「在日韓国・朝鮮人の差別撤廃」は愛媛県の人権課題のひ

とつにもなっている。そして、「育鵬社は正確に詳しく書いている。」とあるように、**本件教科書は、子どもたちを「外国人参政権」について「反対の世論」を形成するよう教育する内容**になっている。

その他、本件教科書が、高市氏が所属する政党の「政治的観念」である「自民党改憲草案」の実現、「集団的自衛権容認」「原発推進」などの「世論形成」をするための教育内容であることも教科書を読めば一目瞭然である。

また、多くの教員により、その問題が指摘されているので、以下に引用しておく**(証拠甲10号証)**。

- ・時代に逆行するような記述が気になる。
- ・日本国憲法の用語が少ない。
- ・原発推進の考え方で、生徒の使用するのは気になる。
- ・皇室関係の写真資料が多すぎる。
- ・日本びいき、皇室重視の感がある。
- ・内容に偏りがある。天皇関係が多い。
- ・自衛隊関係の資料が多すぎる。
- ・内容・写真に偏りがある。
- ・天皇万歳のような意見が多い。
- ・思想に偏りを感じる。
- ・歴史観の偏りが、政治・経済事項にも見受けられ、適切とは言いがたい。
- ・天皇制や愛国心が強調されすぎている。
- ・生徒に考えさせる資料が少ない。
- ・文末表現にメッセージ性を感じる。
- ・(他国の憲法に書かれている)国防の義務についての記述を紹介している。憲法改正や安全保障の記述に多くの頁を割いていることを含め、教科書をつくる側の意見の押しつけや将来の世論を誘導しようとする意図を感じる。

以上のように、本件教科書は、「党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育に」「政治的影響が深く入り込」んでいることが明白であり、「教育内容に対する」「国家的介入」そのものであり、「北海道旭川学テ最高裁判決」に違反する。

**五 違憲・違法な本件教科書を、「適正・公正な審議」を行わず「採択」したことは、違法である。**

本準備書面において、本件育鵬社版教科書が、違憲・違法であることを明らかにし

たが、「教員免許を有する教員らで、担当教科の教科書を専門的な観点から調査研究を行」った、「調査員」による「調査研究」でも、「東京書籍は1位、教育出版は2位、育鵬社は5位であり、調査員らの育鵬社歴史教科書の『教育的価値評価』は低い。(準備書面(22))」

「公民教科書では、①資料～③資料の評価にもとづき、帝国書院と東京書籍の2社を、県の選定資料から、日本文教と育鵬社の2社を選定している。選定委員会会議録(証拠甲15号証)では、庶務の村上氏が、ここでもなぜか、「1番目に帝国書院、2番目に日本文教、3番目に育鵬社、4番目に東京書籍」との庶務案を説明している。しかし、ある委員は、「東京書籍は4番になっているが、教員の支持が高いので、東京書籍はもっと上でいいのでは」と発言し、また、他の委員も、「育鵬社については、引っかかる部分があり、4番目でいいのではないかと思う」との意見で、その結果、「1番目に帝国書院、2番目に東京書籍、3番目に日本文教、4番目に育鵬社」との順番の答申を決定している。」

ところが、「高橋教育長以外の4名の教育委員らは、入札(採択)手続き上の公的資料に示された評価を無視して、調査員らが具体的に指摘した「公平性、客観性、違和感」に関するところを、逆に高く評価し、社会科の公民の専門的な知識を有していない教育委員らが、個人的な独自の評価・好みで、育鵬社公民教科書を採択(落札)した。(準備書面(22)18頁)」

「被告(相手方)今治市教委は、選定委員会の「調査報告書」・「審議結果報告書」に基づかない採択を行ったばかりではなく、自らが採択を主張し決定した育鵬社版教科書に対する自らの評価と、上記・両「報告書」におけるそれへの評価内容との違いなどについても、全く審議・検討することはなかった。また、両「報告書」において評価が高い教科書の内容と、自らが採択を主張する育鵬社版教科書の内容との比較・検討も一切行わなかった。

つまり、今治市教委にとっての「採択会議」とは、審議によって、数社の教科書の中から一社の教科書を選び決定する場などではなく、あらかじめ予定していた育鵬社版を、多数決によって「形式的に」決める「アリバイ」的な場でしかなかったのである。本書面のタイトルどおり、本件「採択会議」で「適正・公正な審議・採択」が行われなかったことは、以上から明白だろう(準備書面(37)結語)

調査員及び選定委員会の本件教科書に対する批判、そして、それを無視した違法な採択についての具体的経緯・詳細については、準備書面(22)と(37)を参照されたい。

以上のように、違憲・違法な本件教科書を「適正・公正な審議」を行わず「採択」したことは、違法である。

## 六 結語

以上のように、本件育鵬社版公民教科書は、日本国憲法及びそれに基づく戦後民主主義教育原理に反し、かつ、「子どもの権利条約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に違反し、また、「北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決(1976年5月21日)」に違反する。

また、違憲・違法な本件教科書を、「適正・公正な審議」を行わず「採択」したことも、違法である。

以上

## <求釈明>

1、本準備書面で、本件教科書が違憲・違法であることを明らかにしたが、本件教科書を採択した被告らにおいて、本件教科書が違憲・違法ではないことを具体的に示し、立証せよ。

2、本準備書面で、違憲・違法な本件教科書を「適正・公正な審議」を行わず「採択」したことは、違法であることを明らかにしたが、被告らにおいて、本件教科書を「適正・公正な審議」をへて「採択」したことを立証せよ。

### 添付資料

#### 証拠説明書(14)

証拠甲59号証 本件版教科書は、日本国憲法の基本原理である立憲主義を書いていない

証拠甲60号証 東京書籍版は、日本国憲法の基本原理である立憲主義を書いている

証拠甲61号証 本件教科書は、「国民主権」の原理をきちんと伝えていない

証拠甲62号証 東京書籍版は、「国民主権」の原理をきちんと書いている

証拠甲63号証 本件教科書は、「基本的人権を尊重する内容」になってはいない

証拠甲64号証 東京書籍版は、「基本的人権を尊重する内容」になっている

証拠甲65号証 本件教科書は、「公共の福祉」を理由に人権を制限する

証拠甲66号証 東京書籍版は、「人権と『公共の福祉』」についてきちんと書いている

- 証拠甲67号証 東京書籍版は、「民主主義の尊重」についてきちんと書いている
- 証拠甲68号証 本件教科書は、「民主主義の尊重」についてきちんと書いていない
- 証拠甲69号証 東京書籍版は、「平和主義の尊重」についてきちんと書いている
- 証拠甲70号証 本件教科書は、「平和主義の尊重」についてきちんと書いていない
- 証拠甲71号証 東京書籍版は、「平和主義の尊重」についてきちんと書いている
- 証拠甲72号証 本件教科書は、「平和主義の尊重」についてきちんと書いていない
- 証拠甲73号証 自身が所属する政党の「政治的観念や利害」である「外国人参政権」について「反対の世論」を形成するために、「教科書」を利用する、と言っている